

南さつま市有料広告掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、南さつま市有料広告掲載要綱（平成 19 年南さつま市告示第 85 号。以下「要綱」という。）第 3 条に規定する基準として定めるものであり、要綱第 18 条に規定する広告審査会はこれに基づき広告掲載の可否の判断を行うものとする。

(一般的基準)

- 2 広報印刷物等やホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であり、読者の誤解を招き、又は混乱を与えるものであってはならない。

(規制業種又は業者)

- 3 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項の規定により、風俗営業と規定されている業種

- (2) 風俗営業類似の業種

- (3) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業

- (4) 市民の健康上、好ましくないと思われるもの

- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの

- (6) 消費者金融

- (7) 商品先物取引に関するもの

- (8) その他広告として掲載することが不相当であると認められるもの

(掲載基準)

- 4 次の各号に定めるものは、広報印刷物等に掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、名誉き損又は各種差別的なもの

- イ 法律で禁止されている商品若しくは無認可商品、粗悪品又は不適切なサービスを提供するもの

- ウ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの

- エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの

- オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- カ 国内世論等が大きく分かれているもの

- キ 市の広報事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

- ク 市税等の滞納がある者の広告

- (2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）
- (3) 青少年保護又は人権の観点から、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの
 - ウ 残酷な描写

(広告表示内容に関する個別の基準)

5 掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 語学教室
 - 1か月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。
- (2) 学習塾・予備校（専門学校を含む。）
 - ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
 - イ 上記実績は、確実な証拠資料に基づかなければならない。
- (3) 資格講座
 - ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。
 - イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。
 - ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。
 - エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (4) 病院・診療所・助産所など（イ以降は次の(6)に対しても適用する。）
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5から第6条の7まで及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。
 - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。
 - ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。
 - エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければなら

らない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(5) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載はできない。

(6) 老人保健施設は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条に規定する内容以外は、表示してはならない。

(7) 医薬品等は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から 68 条までの規定を遵守し掲載する。次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示をしない。

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(8) 健康食品・機能性食品類はあくまでも食品であり、以下のような表示は掲載できない。

医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

例：1日3回、毎食後3錠をお飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

(9) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。

ア 顧客先又は依頼者名（同意書がある場合を除く）

イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

例：たちどころに解決します。

(10) 旅行業

広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、社団法人日本旅行業協会又は社団法人全国旅行業協会の会員に限る。（登録番号を明記）

(11) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したもの限り掲載する。

イ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条に規定する

事項を掲載しなければならない。

- (12) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。
 - ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
 - イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
 - ウ プライバシーの侵害、信用失墜又は業務妨害のおそれがある内容を記載したもの
 - エ 有害図書と認められるもの
- (13) 占い、運勢判断等
 - ア 掲載内容は、名称・所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 実績や被鑑定者の表示はしてはならない。
 - ウ 料金や販売価格を表示する。
- (14) 結婚相談所、交際紹介業
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- (15) 調査会社、探偵事務所の表示は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (16) 労働組合等の一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。
- (17) 募金
 - ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。
 - イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。
- (18) チケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等は表示しない。
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (19) 人材募集広告
 - ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。
 - イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。
 - ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (20) 不動産広告
 - ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証

番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(21) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示すること。

例：「メーカー希望価格の 10%引き」

その際、宝石の販売のようにメーカー希望価格がないものがあるので、注意をすること。(公正取引委員会に確認の必要あり。)

イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。

ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話や PHS の表示は不可とする。

エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示しなければならない。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはいけない。

(個別の基準)

6 この基準に規定するもののほか、広報印刷物等やホームページの性質に応じて必要な場合には、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準を設ける。